

企画競争説明書

業務名称：北米・中南米地域広域・フードバリューチェーン強化における本邦技術活用のための情報収集・確認調査

案件番号：180555

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）
- 第4 業務実施上の条件

2018年12月19日

独立行政法人国際協力機構
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構(JICA)が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法(企画競争)について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書(以下「プロポーザル」という。)に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2018年12月19日(水)

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

- (1) 業務名称：北米・中南米地域広域・フードバリューチェーン強化における本邦技術活用のための情報収集・確認調査
- (2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」のとおり
- (3) 適用される契約約款雛型：
 - (○) 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款
すべての費用について消費税を課税することを想定しています。
 - () 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款
国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- (4) 契約履行期間(予定)：2019年2月中旬～2020年3月中旬

4 窓口

〒102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

契約第二課 木戸 正巳 Kido.Masami@jica.go.jp

注) 書類の提出窓口(持参の場合)は、同ビル1階 調達部受付となります。

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は、当機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争資格参加」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照のこと。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者としします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（２）に規定する競争参加資格要件を求めません。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

（５）競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。

その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

6 説明書に対する質問

（１）質問提出期限：2012年12月26日（水）12時

（２）提出先・場所：上記４．窓口

注１）原則、電子メールによる送付としてください。

注２）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

（３）回答方法：2019年1月8日（火）までに機構ホームページ上に行います。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

7 プロポーザル等の提出

（１）提出期限：2019年1月18日（金）12時

（２）提出方法：郵送又は持参

注１）郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限りです。

注２）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

（３）提出先・場所：上記４．窓口

（４）提出書類：プロポーザル 正１部 写 ４部
見積書 正１部 写 １部

（５）プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

１）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

２）提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき

３）同一提案者から２通以上のプロポーザルが提出されたとき

４）既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき

５）虚偽の内容が記載されているとき

６）前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

（６）見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正１部と写１部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

１）「３ 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

２）以下の費目については、別見積りとしてください。

a) 旅費（航空賃）

b) 旅費（その他：戦争特約保険料）

c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

- d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- e) その他（以下に記載の経費）

3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

- a) 下記1 = 円
 - b) US\$ 1 = 113.385000 円
 - c) EUR 1 = 129.024000 円
- GOP1= 0.037770 円, PYG1= 0.019300 円, BRL1= 29.449500 円, MXN1= 5.603440 円

5) その他留意事項

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／海外展開支援
- b) フードバリューチェーン分析

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 12.66 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点 (以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本案件においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

() 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

() 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少(最高評価点との点差が2.5%以内)である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)~5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2019年2月5日(火)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果(順位)及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等

- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*
- *④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）等に基づき、機構ウェブサイト上に必要な情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

（2）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

13 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：企業の海外事業戦略に関するコンサルティング、貿易・投資環境調査、民間連携の調査に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下として下さい。

3) 作業計画

4) 要員計画

評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(○) 本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

() 本案件では、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用を認めません。

2) 評価対象業務従事者の経歴

【業務主任者（業務主任者／海外展開支援）】

（業務管理グループにおける副業務主任者も同様の項目を記載のこと）

- 類似業務の経験：企業の海外事業戦略に関するコンサルティング、貿易・投資環境調査に係る各種業務
- 対象国又は同類似地域：北米・中南米地域 及び全世界での業務の経験
- 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語。 なお、西語の語学力があれば加点する。
- 業務主任者等としての経験
- 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 フードバリューチェーン分析】

- 類似業務の経験：フードバリューチェーンの分析に係る各種業務
- 対象国又は同類似地域：北米・中南米地域 及び全世界での業務の経験
- 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語。 なお、西語の語学力があれば加点する。
- 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(○) 本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

() プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価表

別紙

北米・中南米地域広域・フードバリューチェーン強化における本邦技術活用のための
情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他(実施設計・施工監理体制)		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	(34.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 業務主任者/海外展開支援	(34.00)	(13.00)
ア) 類似業務の経験	13.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	7.00	3.00
オ) その他学位、資格等	5.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(13.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力: フードバリューチェーン分析	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力:	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力:	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力:	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）

1. 業務の背景

中南米地域は、農業生産ポテンシャルの高い国が多く、世界及び我が国の食料安全保障上重要な地域である。

同地域では、豊富な農産物原料を基にフードバリューチェーン（FVC）¹構築への取組みが進められているが、生産、加工、流通、消費の各段階において改善の余地は大きい状況である。FVCの構築・強化は、域内における付加価値の増大や地場産業の育成を通じた雇用創出への貢献が大きく、同地域の経済成長や貧困削減にとって重要な課題である。また、同地域は約6.3億人（世界人口の8.4%）の人口を抱え、210万人²を超える日系人が存在し、メルコスール地域を中心に日本食への関心も高まりつつある。

我が国では、2014年6月に策定された「グローバル・フードバリューチェーン戦略」において、中南米地域を市場規模の大きな安定的で高い成長力を有する食市場と捉え、同地域へ先進技術の活用による中間層等をターゲットとした安全・安心・美味しい・クールな食品のFVC構築を推進することとしている。

JICAでは、開発協力大綱の地域別重点方針（中南米地域）として「貿易・投資等を通じた経済発展を一層促進していくための環境整備を支援」を挙げており、JICAが民間企業活動の触媒機能を果たしつつ、生産性の向上/地球規模課題（気候変動対策、環境保全）/格差是正に対し、日本の技術・経験を活用し取り組むこととしている。

一方、FVCの構築・強化に貢献可能な技術・ノウハウ³を有する食・農産業分野の日本企業⁴は数多く存在すると考えられるものの、FVCの各段階における現地技術ニーズ、ビジネスチャンス、有望なビジネスパートナーや中南米地域の投資環境等に関する情報の不足から、日本企業の同地域に対する事業展開は限定的な状況である。

2. 業務の概要

（1）業務の目的

本調査は、中南米地域のFVCに関する基礎情報、FVC強化に向けた課題、同課題の解決に資する日本の技術・ノウハウ等の情報を収集・分析、並びに、今後の日本企業の海外進出の実現に向けた課題、留意点等の整理を行うとともに、国内外でのセミナー開催等を通じて、日本企業とのビジネス関係構築に関心を示す現地調査対象国の公的機関、現地企業や中南米地域への事業展開に関心を食・農産業分野の日本企業等とこれらの情報を共有することを目的とする。

¹ フードバリューチェーン（FVC）とは、農業生産に必要な投入材の供給から生産、加工、流通、消費までの食品流通の各段階で生み出される付加価値（バリュー）を連鎖させたもの。詳しくはJICA mundi2018年8月号「ひと目でわかるフードバリューチェーン」を参照。https://www.jica.go.jp/publication/mundi/1808/201808_02_02.html

² 出典：JICA年次報告書2018

³ 技術・ノウハウは、一次産業としての農林水産業のみならず、農産品加工業や「道の駅」、「コンビニ」といった農産物の販売・消費拡大に繋がるサービス業も含む。

⁴ 農産・畜産（・水産）事業者、農産品・食品の貿易・物流事業者、食品産業事業者、各種農業資材（種子、肥料、農薬、農業機械、配合飼料、農業用温室等）を生産する企業、フードサービス（外食）企業、農業セクターへ付加価値サービスを提供している事業者（ICTやドローン等を活用したモニタリングサービス等）

(2) 対象地域

中南米：日本企業等からのヒアリング結果等に基づき調査対象国 5 ヶ国を選定（後述の第一次国内調査の結果を踏まえ、調査対象国数の変更の可能性がある）

3. 業務の範囲

本業務は、「2. (1) 業務の目的」を達成するために「4. 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「5. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「6. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

4. 実施方針及び留意事項

- (1) 中南米地域への事業展開に関心を有する食・農産業分野の日本企業等に対するヒアリング等を基に、調査対象国と対象となる FVC を JICA と共に選定する（各国 3 種⁵程度）。経済社会的インパクトが大きく且つ日本企業等の今後の事業展開が想定される FVC の選定に努める。なお、FVC は、生産から加工、流通、消費までを含む概念であり、日本企業等が有する技術・ノウハウはこれら各段階のいずれかの改善に資することが期待されるものと定義する。
- (2) 中南米地域への事業展開に関心を有する日本企業へのヒアリング等は、GFVC 推進官民協議会⁶に参加している日本企業等を主な対象とする。ただし、同協議会に参加していないものの、中南米地域で既に広く事業展開している日本企業及び他地域・国内でイノベーティブな事業・研究等をしている企業や大学に関してもヒアリング等の対象とする。
- (3) 本調査を通じて、民間企業の製品・技術の活用が期待される中南米地域の課題が明らかになり、その結果、課題解決に向けた本邦技術・製品の活用が促進されることを念頭に調査を実施する。⁷なお、調査対象国の FVC の課題解決に資する日本の技術・製品・サービス等の情報収集の方法として、企業等からの提案を広く募集する。提案募集の具体的な方法については、プロポーザルにて提案すること。
- (4) 上記(3)の企業からの提案の中で、調査対象国の FVC の課題解決に効果的な提案をした企業を 5 社程度選定の上、選定された企業と共同で現地調査を実施する。現地調査の実施に当たっては、提案企業、現地の JICA 及び JETRO 事務所とも事前の相談、調整を行い、効果的・効率的な調査の実施に努める。なお、同共同調査に係る提案企業関係者の旅費は、本契約には含まず、JICA が負担する。
- (5) 報告書の記述にあたっては、各国特有の体制や制度等について注釈を加える等の配慮を行うこと。

5. 業務の内容

第一次国内調査

⁵ 原料が異なる FVC の種類（例えば、大豆の FVC、牛肉の FVC 等）を各国 3 種程度としており、同じ原料から派生する加工品等（大豆であれば豆腐、しょうゆ、大豆かす）の数を指すものではない。選定される調査対象国の各 FVC の構築状況や日本企業等が有する技術・ノウハウの活用可能性などにより、各 FVC の調査の範囲は異なることに留意。

⁶ GFVC 推進官民協議会 http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokkyo/food_value_chain/gfvc.html

⁷ 現時点で活用が想定される製品・技術・ノウハウは JICA ホームページを参照。

https://www.jica.go.jp/priv_partner/case/reference/subjects/agriculture.html

- (1) 文献レビューを通じて、中南米地域における農産物貿易（輸出・輸入）状況、投資環境、貿易・投資関連協定の締結状況、食・農産業分野の外国直接投資（FDI）状況、同分野の産業構造、及び同分野における我が国 ODA（民間連携事業、技術協力事業等⁸）実施状況等を確認する。また、以下のとおり、民間企業、関連団体、公的機関、大学等に対するヒアリング調査等を通じて情報を収集する。
 - ① 目的：中南米地域における事業展開に関心を持つ食・農産業分野の日本企業等の同地域へのビジネスアイデア（有用な技術、製品、サービス、海外進出した場合想定される事業概要等）、事業展開上の課題・制約要因、ODA への期待等を確認する。
 - ② ヒアリング調査等の対象：4.（2）のとおり。
 - ③ 想定される調査対象数：約 380 社/団体（GFVC 推進官民協議会の参加企業・団体数）。なお、全調査対象から選定した約 30 社/団体に対しヒアリング調査を行う。
 - ④ プロポーザルでの提案：効果的・効率的な調査方法をプロポーザルにて提案すること（対象企業等の選定方法、選定基準など。現時点で想定されるヒアリング対象企業等があれば、理由を記載の上、リスト化し添付。）。
- (2) 上述の結果を分析の上、以下の観点から、調査対象国（5 カ国以上）及び農畜水産物の FVC（各国 3 種以上）の候補を選定し、優先順位を付けて、JICA 農村開発部に提案する。同提案を踏まえ、JICA 農村開発部は、調査対象となる国（5 カ国）及び FVC（3 種類）を選定する。¹⁰
 - ① 調査対象国：日本企業等による事業展開の関心が高く且つ同企業等が有する技術・ノウハウの活用による当該国 FVC の強化が期待される。
 - ② 対象 FVC：FVC の強化による社会経済的な正のインパクトが大きく且つ日本企業等の技術・ノウハウの活用が期待される。
- (3) 調査全体工程、第一次現地調査計画案（対象国、調査方法、調査対象・訪問先、調査項目等）を含むインセプション・レポートを作成する。インセプション・レポートの内容については、事前に JICA 農村開発部と相談すること。

第一次現地調査

- (1) 調査対象国の JICA 在外事務所にインセプション・レポートを提出し、調査全体の実施計画の説明、打合せを行う。
- (2) 選定された現地調査対象国の FVC に関し、以下の項目について情報を収集・分析する。
 - ① FVC を構成するステークホルダー、ステークホルダーの機能、ステークホルダー間の関係性、FVC を取り巻く政策・制度環境、FVC が生み出す付加価値、課題（技術面、組織面、インフラ面、政策・制度環境面等）、FVC の構築・強化に関する日本を含むドナー等の支援状況、FVC の課題解決に資する技術・製品・サービス等

⁸ 代表的な事業は、コロンビア国「遺伝的改良と先端フィールド管理技術の活用によるラテンアメリカ型省資源稲作の開発と定着プロジェクト」(SATREPS)、ゴマ加工技術導入による小農産品の高付加価値化に向けた案件化調査（パラグアイ）、超高压処理を用いた高付加価値食品産業振興に関する案件化調査（ブラジル）等。

¹⁰ 日本企業等へのヒアリング等の結果次第で、調査対象国数、調査対象 FVC 数を変更することもあり得るが、その場合は、コンサルタント及び JICA 農村開発部で事前に協議する。

- ② 食・農産業分野の日本企業とビジネスパートナーになり得る現地企業の概要、想定される日本企業とのビジネスの内容
- (3) 調査対象国で事業を展開している日本企業等に対し、事業の概要、事業展開上の課題、事業拡大の可能性、ODA への期待等についてヒアリングを行う。

第二次国内調査

- (1) 第一次現地調査結果を整理したインテリム・レポートを作成の上、JICA 農村開発部に提出する。
- (2) 第一次現地調査結果について日本企業向けの説明会を実施する。(開催回数は1回(半日)、開催場所は東京、参加企業数は約100社を想定)
日本企業等から、現地調査対象国のFVCの課題解決に資する技術・製品・サービス等の提案を募集する。日本企業等からの提案の募集方法及び選考基準案をプロポーザルにて提案すること。なお、選考は、同選考基準案を基にJICAが実施する。
- (3) 選定された日本企業(5社を想定)等との現地共同調査計画案(調査項目、訪問先、調査日程等)を作成する。同案の作成にあたっては、JICA 農村開発部及び選定された日本企業と十分相談、調整すること。なお、選定された企業関係者の旅費は、本契約には含まず、JICAが負担する。

第二次現地調査

- (1) 調査対象国のJICA在外事務所に現地共同調査計画案を説明し、打合せを行う。
- (2) 同案に基づき、現地共同調査を実施する。
- (3) 各調査対象国にて、日本企業等とのビジネス関係構築に関心を示す現地企業・団体、公的機関(農林水産省、経済産業省等)等を対象とした、現地セミナーを開催し、本調査結果を発信する。なお、同セミナーでは、調査に同行する民間企業が有する技術、製品、サービス等のプレゼンも行う予定。コンサルタントは、同プレゼンの実施についての側面支援を行う(翻訳・通訳を含む)。現地セミナーの開催回数は、各国で1回(半日)、参加者数100人規模を想定(現地参加者の旅費の支給は無し)。現地セミナーの開催方法等については、JICA 在外事務所と事前に相談すること。
- (4) 第二次現地調査後、調査対象国の民間企業及び公的機関の代表者(各国2名計10名想定)を本邦へ招へいするため、招へい対象者の人選について、JICA 在外事務所に相談し、事前調整を行う。

国内整理

- (1) 以下のとおり、調査対象国・FVCのステークホルダーを対象とした、本邦招へいの実施案を作成する。同案には、対象候補者、カリキュラム及び訪問先の紹介資料を含む。訪問先、日程等の詳細については、JICA 農村開発部と事前相談すること。
 - ① 目的:FVCの強化に有用な技術、ノウハウ、サービス等を有する日本企業等(選定された企業5社に限らない)の視察及び関係者と意見交換。
 - ② 想定される招へい内容:
 - 被招へい者数:各国2名、計10名
 - 招へい期間:2週間
 - 渡航:東京発着
- (2) ドラフト・ファイナル・レポートを作成の上、JICA 農村開発部に提出する。レポートの目次案について、事前にJICA 農村開発部に相談すること。

6. 成果品等

(1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品はファイナル・レポートとする。

調査対象国にポルトガル語圏が選定された場合は、報告書等は、スペイン語の他、ポルトガル語でも作成する。その場合、契約変更を行う。

ア インセプション・レポート

記載事項：調査の基本方針、調査方法、調査項目、調査対象機関、作業工程、要員計画等

提出時期：2019年3月下旬

提出先：JICA 農村開発部、調査対象国の JICA 在外事務所

提出部数：和文7/西文7部(簡易製本)(農村開発部2部と調査対象国の国数(5ヶ国想定)を合わせた数とする。)及び電子データ

イ インテリム・レポート

記載事項：国内調査及び第一次現地調査の結果

提出時期：2019年6月下旬

提出先：JICA 農村開発部、調査対象国の JICA 在外事務所

提出部数：和文7/西文7部(簡易製本)(農村開発部2部と調査対象国の国数(5ヶ国想定)を合わせた数とする。)及び電子データ

ウ ドラフト・ファイナル・レポート

記載事項：国内調査及び第一次・第二次現地調査の結果(現地セミナーの実施までを含む)

提出時期：2019年12月下旬

提出部数：和文2部/西文1部(簡易製本)及び電子データ

提出先：JICA 農村開発部

エ ファイナル・レポート

記載事項：ドラフト・ファイナル・レポートに対するコメントに対応して必要な加筆修正を行ったもの

提出時期：2020年2月上旬

提出部数：和文7部/西文7部(製本)(農村開発部2部と調査対象国の国数(5ヶ国想定)を合わせた数とする。)及び電子データ(CD-ROM 1セット)

提出先：JICA 農村開発部

(2) その他の提出物

ア コンサルタント業務従事月報

記載事項：各月毎の業務内容、作業・進捗状況、現地情勢、調査上の留意点等(A4数ページ)を記載する。

提出時期：調査月の翌月5日までに提出(月毎)

提出部数：和文1部

イ 収集資料

業務期間中に収集した資料、面談録、データ（撮影写真を含む）一式

提出時期：インテリム・レポート提出時（第一次現地調査までの収集資料）

ファイナル・レポート提出時

ウ 調査報告書の仕様

ファイナル・レポート以外の報告書の作成仕様は、A4版、タイプ打、両面コピー、章毎改頁の編集及び簡易製本とする。ファイナル・レポートの仕様は「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に基づき作成するものとする（当ガイドラインは機構ホームページ「調達情報 調達ガイドライン」を参照のこと）。

第4 業務実施上の条件

1. 業務工程

2019年3月下旬	インセプション・レポート提出
2019年6月下旬	インテリム・レポート提出
2019年12月下旬	ドラフト・ファイナル・レポート提出
2020年2月上旬	ファイナル・レポート提出
2020年3月中旬	契約終了

2. 業務量の目途と業務従事者の構成(案)

(1) 業務量の目途

合計：21.3M/M (国内作業：10M/M 現地作業：11.3M/M)

国内作業と現地作業の業務量の配分は、プロポーザルにて提案すること。

(2) 業務従事者の構成(案)

業務従事者の構成は以下を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な団員構成がある場合は、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。

- ① 業務主任者/海外展開支援 (2号)
- ② フードバリューチェーン分析 (3号)
- ③ 食農ビジネス/食農技術
- ④ 物流

3. 相手国の便宜供与

現地調査対象国の政府関係者、現地本邦企業、現地企業等との初回のアポイントメントの取付けは、現地の JICA 在外事務所が支援する。

4. 参考資料

北米・中南米地域 日本と中南米の経済連携強化に向けた技術協力支援に係る情報収集・確認調査

http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12122909.pdf

ひと目でわかるフードバリューチェーン

<https://www.jica.go.jp/publication/mundi/1808/ku57pg00002b4cjb-att/02.pdf#page=2>

フードバリューチェーンに関する優良事例：事例集

http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokkyo/food_value_chain/pdf/2nd_chapter.pdf

民間企業の製品・技術の活用が期待される現地情報 (農業)

https://www.jica.go.jp/priv_partner/case/reference/subjects/agriculture.html

Development for Sustainable Agriculture: The Brazilian Cerrado

https://www.jica.go.jp/jica-ri/publication/booksandreports/post_20.html

国際農林業協力 vol. 38 (2015) No. 2

http://www.jaicaf.or.jp/fileadmin/user_upload/publications/FY2015/kyouryoku3802.pdf

コロンビア国「遺伝的改良と先端フィールド管理技術の活用によるラテンアメリカ型省資源稲作の開発と定着プロジェクト」(SATREPS)

https://www.jst.go.jp/global/kadai/pdf/h2505_h25.pdf

パラグアイ共和国「ゴマ加工技術導入による小農産品の高付加価値化に向けた案件化調査」

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/kanmin/chusho_h25/pdfs/5a01-1.pdf

5. 機材の調達

本調査においては資機材の購入は想定していない。

12. その他の留意事項

(1) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

(2) 現地調査補助員の備上

現地調査におけるアポイント取り付けや資料整理等の調査補助業務については、現地で補助員の備上を認める（本見積とすること。）。

(3) 現地通訳の備上

調査対象国にポルトガル語圏が含まれる場合は、第一次現地調査及び第二現地調査において日本語・ポルトガル語の現地通訳の備上を認める（本見積とすること。）。

調査対象国がスペイン語圏のみの場合は、提案企業との合同調査となる第二次現地調査業務のみ、現地での日本語・スペイン語の通訳備上を認める（本見積とすること。）。

(4) 現地再委託

本業務において、以下の業務の現地再委託を認める（本見積とすること。）。

・調査対象国における現地セミナーの実施

現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施・監督方法等につき、可能な範囲でより具体的な提案を行うこと。

(5) 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地調査期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA 在外事務所において十分な情報収集を行うと共に、現地調査時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行うこと。また、在外事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて調査を実施する場合は、当地の治安状況、移動手段等について在

外事務所と緊密に連絡をとるよう留意すること。なお、現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

(6) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

(7) 適用する約款

本業務に係る契約は「成果品の完成を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、すべての費用について消費税を課税することを想定している。

(8) 旅費（航空賃）、旅費（日当・宿泊費）、一般業務費その他の直接経費の見積りについて

本調査は、国内調査を実施後に現地調査対象国を選定するため、航空券の見積もりの際は、以下の移動経路（仮）を1回の渡航として見積もりを作成すること。

日本（東京）発→コロンビア（ポゴタ）→パラグアイ（アスンシオン）→ブラジル（サンパウロ）→エクアドル（キト）→メキシコ（メキシコシティ）→日本（東京）着
業務従事予定者の往復渡航回数は、総括/海外展開支援は2回（第一次及び第二次現地調査時）、その他の業務従事者（フードバリューチェーン分析、食農ビジネス/食農技術、物流）は1回（第一次現地調査時）とする。

